小田原箱根商工会議所会員の皆様へ　　コロナウイルス対策ＮＯ．４

新型コロナウイルスに関する支援策のご案内

小田原箱根商工会議所

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対する補助金制度等の支援策につきまして、以下の通りご案内しますので、ぜひご活用ください。

（令和２年５月 12 日時点）

■神奈川県 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第２弾）

県内に事業所等を有し、5/7 から 5/31 までの全期間（少なくとも期間中 20 日間、遅くとも 5/12（火）から 5/31（日）までの間）休業または夜間営業時間（食事提供施設）の短縮に中小企業、個人事業主に対し、協力金を交付。

・対象者　①県からの要請等にご協力いただき、休業又は夜間営業時間を短縮（夜間営業時間の短縮は食事提供施設のみ対象。）した中小企業及び個人事業主等
②県からの要請はないが自主的に協力いただき、休業した中小企業及び個人事業主等

・交付予定金額　１事業者あたり 10 万円

※申込受付期間など詳細については、後日公表されます。詳細は「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の HP をご覧ください。

・問合せ　　神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 045-285-0536

■持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

・対象者　　ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者
・給付額　　上限　法人 200 万円、個人事業者 100 万円
・申請期間　公募中（電子申請のみ）
　　窓口申請については、後日会場を開設する予定
・問合せ　　持続化給付金事業 コールセンター　0120－115－570 または 03-6831-0613

■小規模事業者持続化補助金（小規模事業者のみ対象）

小規模事業者が経営経過を作成し、その計画に沿って行う販路開拓のための取り組みを支援。

・コロナ特別対応型（上限 100 万円、補助率 2/3、締切：１次 5/15・２次 6/5）
　コロナウイルスの影響を乗り越えるために行う販路開拓等を支援
　例）新たに出前やテイクアウトをはじめるための設備投資や PR 費用、テレワーク導入費用、有人から無人にするための設備投資、コロナの影響による増産体制強化による設備投資など

・台風型（上限 100 万円、補助率 2/3、締切：１次 5/15・２次 7/10）
　台風被害を受けた小規模事業者の復旧や販路開拓を支援（市・町からの被災の証明が必要）
　例）台風による被害の修繕費用や買い替え費用、台風被害後の販路開拓に必要な費用

・一般型（上限 50 万円、補助率 2/3、締切：2 次 6/5・3 次 10/2・4 次 2/5）
　小規模事業者の販路開拓に関する費用を支援
　例）広告関連費用、店舗改装、機械設備の導入など

・問合せ　日本商工会議所　　コロナ型・一般型　　03-6447-2389
　　台風型　　03-6447-1691

問合せ：小田原箱根商工会議所　本所 0465-23-1811　箱根支部 0460-85-6245

上記以外の支援策については、**「経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連」**のＷＥＢサイトをご覧ください。